### 保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合					
損害保険金 費用保険金(事故時諸費用保険金・ 地震火災費用保険金・失火見舞費用 保険金・ドアロック交換費用保険金)	次のいずれかに該当する損害  保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意または重大な過失または法令違反によって発生した損害  保険金を受け取るべき方またはその方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって発生した損害  被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された方の故意によって発生した損害  保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害  保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害  保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外視上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害  風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害  置き忘れまたは紛失による損害  保険の対象が借用戸室が所在する敷地外にある間に発生した事故による損害等  破損、汚損等の事故については、上記の損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても、損害保険金を支払わない。公権力の行使によって発生した損害  加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害  加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害  詐欺または横領によって発生した損害  詐欺または横領によって発生した損害  電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害  電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害  電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害  るよびこれらの付属品、眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補					
借用戸室修理費用等保険金						
借家人賠償責任保険金共通	<ul> <li>自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によって発生した損害</li> <li>借用戸室の欠陥によって発生した損害</li> <li>被保険者と同居の親族または借用戸室の使用もしくは管理を委託された方の故意によって発生した損害</li> <li>借用戸室の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含む。)であって、借用戸室の機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>借用戸室の使用により不可避的に発生した汚損、すり傷、かき傷等の損害</li> <li>風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害</li> </ul>					
借用戸室修理費用等保険金	<ul> <li>保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって発生した損害</li> <li>借用戸室に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によって発生した損害</li> <li>借用戸室の主要構造部や借用戸室居住者の共同利用部分に発生した損害</li> <li>電気的・機械的事故によって発生した損害</li> <li>詐欺または横領によって発生した借用戸室の損害</li> <li>土地の沈下、隆起、振動等によって発生した損害</li> <li>電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害</li> </ul>					
借家人賠償責任保険金	<ul> <li>保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意</li> <li>被保険者の心神喪失または指図によって発生した借用住宅の損害</li> <li>改築、増築、取壊し等の工事によって発生した損害</li> <li>貸主との特別の約定によって加重された損害賠償責任</li> </ul>					
個人賠償責任保険金	<ul> <li>保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意</li> <li>被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任</li> <li>被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</li> <li>航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul>					

※保険金のお支払いできない場合の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

#### お問合せ先(取扱代理店)

三井不動産レジデンシャルリース株式会社 保険課 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 0120-312-690(無料)

(平日10:00~17:00 土・日・祝祭日休み)

引受少額短期保険会社

※三井不動産グループ

## Resident Insurance

レジデントインシュアランス少額短期保険株式会社 東京都新宿区西新宿2T目1番1号 新宿三井ビル

https://mfhl.mitsui-chintai.co.jp/ri/

関東財務局長(少額短期保険)第112号

## ※三井不動産グループ

## Resident Insurance

すく紹介したものです。詳細は「普通保険 約款および特約」をご参照ください。

このリーフレットは各補償内容をわかりや

# 賃貸住宅入居者総合保険

## 事故受付 専用ダイヤル



事故が起きた際のお問い合わせ

事故受付センター: 0120-029-321

受付時間: 24 時間 365 日

※マイページでも保険金請求(事故報告)が可能です。

## お客さま 専用ダイヤル



保険商品に関するご質問やお申込手続きについてのお問い合わせ

カスタマーセンター: 0120-950-673

受付時間:9:30~17:30(土日祝日年末年始を除く)

## 家財保険金額の決め方(契約タイプの選択)

ご契約にあたっては、年齢や家 族構成の目安に基づいて、家財保 険金額 300 万円から 1,000 万円 の間で契約タイプをご選択いただ きます。

家財補償につきましては、家財 保険金額が補償の上限となり、実 際に所有する家財の再取得価額に 不足していると、万一の場合に十 分な補償が受けられない可能性が ございますので、所有する家財の 再取得価額をご確認ください。

NO	目安		家財保険	スの仏子が建僧	保険料(円)
	年齢	家族構成	金額(万円)	その他主な補償	保険期間1年
1	~30代	単身	300	· · " 借家人賠償· · 個人賠償 1,000 万円	8,200
2	40 代	単身	400		8,700
3	20代	夫婦のみ	500		9,100
4	20代	夫婦+子供1人	600		9,600
(5)	20代	夫婦+子供2人	700		10,100
6	30代	夫婦のみ	700		
	20代	夫婦+子供3人	800	修理費用 300 万円	10,500
Ī	30代	夫婦+子供1人			
	40 代	夫婦のみ		・ 破損、汚損等の 場合免責・ 1万円 "	
	30代	夫婦+子供2人	900		11,000
8	40 代	夫婦+子供1人			
	30代	夫婦+子供3人		ן ואין	
9	40 代	夫婦+子供2人	1,000		11,500
	40 代	夫婦+子供3人			

#### 保険期間の中途で保険契約を解約される場合、次の計算式によって算出した保険料を返還します。

返還保険料(注1)

(保険料 = 弊社の定める契約初期費用(1,000円)

★ 保険期間 (日数)(注2) = 保険期間開始日(注3) から解約日までの日数

保険期間(日数)

10 円未満を四捨五入し、10 円単位とします。

365 に保険期間年数 (1 または 2) を乗じた 日数とします。

更新契約の場合は、更新契約の保険期間開始 日(更新日)をいいます。

## 賃貸住宅のご入居者様の大切な家財や賠償責任などを 🎅 で幅広くサポートします。



本商品は、賃貸住宅にお住まいの方を対象として、事故により所有する家財に損害が生じた場合、 賃貸借契約に基づき賃貸住宅の修理費用等を負担した場合、偶然な事故により賃貸住宅の貸主に対して 損害賠償責任を負担した場合および日常生活において他人に対して損害賠償責任を負担した場合等、 幅広く補償する保険です。

## 家財の補償

家財に損害が生じた場合の損害額(※再調達価額)

※「再調達価額」とは損害のあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額をいいます。

### 同居人の家財も補償

親族のほか、賃貸借契約上の同居人(注)の家財についても 補償の対象となります。

(注) 保険申込いただいた建物または住戸室の賃貸借契約上の借主および同居 人に限ります。ただし、法人を除きます。





失火やもらい火による火災、落雷 ガス爆発などの破裂・爆発



風災、雹災、雪災 による破損



台風や集中豪雨に伴う 川の氾濫などによる水災



給排水設備に発生した 事故などによる水ぬれ



家財や現金などの 盗難



不注意などによる破損、汚損等 免責金額(自己負担額)1万円

# 賠償責任の補償

大家さんへの賠償責任 および第三者への賠償責任 1.000 万円

## 借家人賠償責任の補償

火災・爆発・水漏れなどの不測かつ突発的な事故により借用戸室を 損壊させてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合

(注) 破損、汚損の場合:免責金額(自己負担額)1万円

※1回の事故に対して支払う賠償責任補償の保険金の限度額は、

借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して 1,000 万円となります。



賃貸借契約に基づき 修理した費用 その他サポートする費用



#### 借用戸室修理費用等保険金

不測かつ突発的な事故によって借用戸室に損害が発生し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に 自己の費用で修理した場合(法律上の損害賠償責任を負担する場合等を除きます。)の修理費用を お支払いします。

#### お支払いする保険金の額

● 修理費用の実費(注) (1回の事故につき300万円が限度) (注) 破損、汚損等の場合: 「修理費用の実費 ] - 「免責金額(自己負担額)1万円 ]

#### ■ 死亡による修理費用

借用戸室内における被保険者の死亡により生じた、借用 戸室の修理、清掃または消臭・消毒費用

#### お支払いする保険金の額

● 1回の事故につき上記損害を合計して 100 万円が限度

#### ドアロック交換費用保険金

日本国内において保険申込いただ いた借用戸室のドアのカギが盗ま れ、ドアロックを交換した場合にお 支払いします。

#### お支払いする保険金の額

● ドアロックの交換費用の実費 (1回の事故につき3万円が限度)

## 000 000

#### 失火見舞費用保険金

等が終了する場合における遺品整理費用

■遺品整理費用

借用戸室から発生した火災、破裂・爆発の事故により、 近隣の建物や その収容動産に損害が発生した場合に、 支出した見舞金等の費用をお支払いします。

被保険者が死亡したことにより、借用戸室の賃貸借契約

#### お支払いする保険金の額

● 支出した見舞金等の費用の実費 (1被災世帯あたり30万円が限度。1回の事故につき「損害保険 金×30%」が限度)

#### 事故時諸費用保険金

損害保険金が支払われるべき場合 に、事故の際に必要となる諸費用を お支払いします。



#### お支払いする保険金の額

● 損害保険金×30% (1回の事故につき、100万円が限度)

#### 地震火災費用保険金 地震保険ではございません。

地震、噴火またはこれらによる津波を 原因とする火災で、家財が全焼または その家財を収容する建物が半焼以上 なった場合にお支払いします。



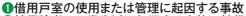
#### お支払いする保険金の額

● 家財保険金額×5%



## 個人賠償責任の補償

法律上の損害賠償責任を負う場合



②被保険者の日常生活に起因する事故 被保険者:保険の補償を受けられる方

